

(内閣委員会)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（衆第一二号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

1 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画

し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務並びに政党その他の政治団体の努力

1 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、一に定める基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

2 政党その他の政治団体の努力

政党その他の政治団体は、一に定める基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に
関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める
等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

三、実態の調査及び情報の収集等

1 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の
状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（２及び七において
「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団
体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

四、啓発活動

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めると
ともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

五、環境整備

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

六、人材の育成等

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

七、法制上の措置等

国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。